

《各府省庁長》

国土交通省観光庁長官  
〔公印省略〕

公費出張における「G o T o トラベル事業」の利用の自粛について（通知）

令和 2 年度補正予算に基づく「サービス産業消費喚起事業給付金」（いわゆる「G o T o キャンペーン事業」）のうち「G o T o トラベル事業」（以下「本事業」という。）については、令和 2 年 7 月 10 日に、同月 22 日から同事業を開始する旨を発表したところですが、公費出張については、下記を踏まえ対応していただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 1 本事業は、多種多様な旅行・宿泊商品の割引と、旅行先の土産物店、飲食店、観光施設、交通機関等で幅広く使用できる地域共通クーポンの発行により、新型コロナウイルス感染症の拡大により失われた観光客の流れを地域に取り戻し、観光地全体の消費を促すことで、地域における経済の好循環を創出しようとするものです。本事業の概要として 7 月 10 日に発表したものは、別添を御参照ください。
- 2 公費出張は、国民から徴収された税金等を元に、必要な公務を遂行するために行う旅行であり、仮に公費出張で本事業を利用することとした場合には、一般の旅行者に給付されるべき割引原資を減少させることになること等から、公費出張での本事業の利用は想定しておりません。
- 3 従って、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和 25 年法律第 114 号)等により旅費等の支給を受ける旅行においては、本事業の利用を控えるよう周知していただきますよう、お願いいたします。また、各府省庁所管の独立行政法人におかれても、上述の趣旨に則り適切に対応するよう周知していただきますよう、併せてお願いいたします。

事務連絡  
令和2年7月17日

《旅費担当部局》

国土交通省観光庁参事官（旅行振興）

公費出張における「G o T o トラベル事業」の利用の自粛について

件名のことにつきましては、令和2年7月17日付で観光庁長官から各府省庁官房長等、衆議院事務総長、参議院事務総長、最高裁判所事務総長、会計検査院事務総長、人事院事務総長宛に通知したところですが、「G o T o トラベル事業」を利用すれば、その者の氏名、購入した旅行商品、宿泊した施設等は記録されますので、公費出張において本事業の利用を控えるよう周知していただく際にはこの点を付言していただきますよう、お願いいたします。

なお、当該記録の照会の手続き等の詳細につきましては、本事業の事務局との調整が整いしだい、追って連絡いたします。

**【連絡先】**

国土交通省観光庁参事官（旅行振興）

電話：03-5253-8329